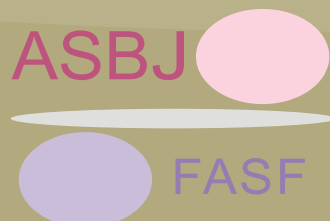


2011年1月

公開草案 ED/2011/1

金融資産と金融負債の相殺

コメント募集期限：2011年4月28日



公開草案

金融資産と金融負債の相殺

コメント募集期限：2011年4月28日

ED/2011/1

This exposure draft *Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to International Financial Reporting Standards (IFRSs). Comments on the exposure draft and the accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **28 April 2011**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2011 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASB Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

公開草案

金融資産と金融負債の相殺

コメント募集期限：2011年4月28日

ED/2011/1

本公開草案「金融資産と金融負債の相殺」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、国際財務報告基準（IFRS）の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び付属文書に対するコメントは、2011年4月28日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト（www.ifrs.org）に、「Comment on a proposal」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2011 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本公開草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ / IASB ロゴ / 'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASC Foundation'、'IASCF'、'IFRS for SMEs'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'International Accounting Standards'、'International Financial Reporting Standards' 及び 'SIC' は IASCF の商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS 財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目次

項

イントロダクション及びコメントのお願い

[草案]国際財務報告基準第 X 号「金融資産と金融負債の相殺」

概要及び背景	2
範 囲	3
目 的	4 - 5
表 示	6 - 10
開 示	11 - 15
付 録	
A 発効日及び経過措置	
B 他の IFRS の修正 [案]	
C 適用指針	
設例 [案]	
審議会による「金融資産と金融負債の相殺」の承認	
結論の根拠	

イントロダクション及びコメントのお願い

本公開草案を公表する理由

資産と負債の相殺（ネットティング）は財務諸表の表示の重要な一側面である。国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準（US GAAP）の相殺の要求事項の相違は、IFRS に従って作成された財政状態計算書と US GAAP に従って作成されたものとの表示される金額の量的相違の最大の原因となっている。この相違は IFRS 又は US GAAP で作成される財政状態計算書の比較可能性を低下させている。その結果、相殺に関する要求事項の相違を速やかに解決すべきだという財務諸表の利用者の要望及び金融安定理事会の提言が出ている。

国際会計基準審議会（IASB）が 2009 年 3 月に公表した公開草案「認識の中止」へのコメント提出者の一部は、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）に、相殺の要求事項の相違を解決することも要望していた。FASB には、関係者から、相殺に関する US GAAP の要求事項を再検討して、特に、一部の株式貸借契約について相殺を認めることを要請するコメントが寄せられた。そうした要望に対応して、IASB と FASB は、金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項を改善し、潜在的にコンバージェンスをもたらすために、この共同提案を作成した。

金融資産と金融負債の相殺について提案しているアプローチを開発する際に、両審議会は次のことを含むさまざまな要因を考慮した。

- (a) 概念フレームワーク 財政状態計算書における相殺が適切かどうか又は有用な情報を提供するかどうか、また、どのような場合にそうなるのかを検討するにあたり、両審議会は、相殺が、両者の概念フレームワークに示されている財務報告情報の目的及び質的特性と整合するかどうか、またどのような場合に整合するかを検討した。
- (b) 利用者のフィードバックと要望 それぞれのアウトリーチ活動の中で、両審議会は、財政状態計算書における金融資産と金融負債に関する総額情報又は純額情報の有用性について、利用者の間での意見の一致を見いだせなかった。しかし、金融資産と金融負債の総額と相殺により生じる純額の双方に関する情報が有用だという点では、利用者の間で意見の一致が見られた。さらに、大部分の利用者は、国際的に比較可能性（特に銀行の間での）を高めるために両審議会が共通のアプローチを提供することを要望していた。
- (c) コンバージェンス 相殺のプロジェクトは、このテーマに関する IFRS と US GAAP の要求事項を改善するとともに、IFRS と US GAAP のコンバージェンスを達成する機会となる。
- (d) 市場環境 近年の金融危機を踏まえ、規制当局、作成者、監査人等が、金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項の改善とコンバージェンスを求めている。

どの企業が要求事項案の影響を受けるのか

確定された場合、要求事項案は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び中止」の範囲内のすべての種類の金融商品を保有しているすべての企業に影響を与えることとなる。要求事項案は IAS 第 32 号「金融商品：表示」における相殺に関する要求事項を置き換えることとなる。

主な提案はどのようなものか

本提案によれば、認識された金融資産と認識された金融負債の相殺（すなわち、財政状態計算書における単一の純額での表示）を企業が要求されるのは、無条件の法的に強制可能な相殺の権利を有していて、かつ、当該資産と負債を純額で決済するか又は当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している場合である（相殺の要件）。

本提案は、相殺の権利が双務契約から生じるものであろうと多元的契約（すなわち、3 者以上の間の契約）から生じるものであろうと、上記の相殺の要件が適用されることを明確にしている。この提案は、相殺の権利はすべての状況（取引相手方の支払不能や破産を含む）において法的に強制可能なものでなければならず、行使可能かどうかは将来の事象に左右されるものであってはならないことも明確にしている。

本提案は、相殺及び関連する取決め（担保の取決めなど）に関する情報を開示して、財務諸表の利用者が財政状態に対するそれらの取決めの影響を理解できるようにすることを企業に要求している。

要求事項案の目的は何か

要求事項案は、金融資産と金融負債の相殺に関する原則を定め、認識された金融資産と認識された金融負債が次の場合にのみ相殺されるようにするものである。

- (a) その金融資産と金融負債に関する権利及び義務に基づいて、企業が、実質上、純額に対しての権利又は義務しか有していない（すなわち、実質上、企業は単一の純額の金融資産又は金融負債を有している）。かつ、
- (b) その金融資産と金融負債の相殺から生じる金額が、複数の独立した金融商品を決済することによる企業の予想将来キャッシュ・フローを反映している。

他のすべての状況においては、企業の認識された金融資産と認識された金融負債は、資産又は負債としての性質に従って、互いに区別して財政状態計算書に表示される。

したがって、金融資産と金融負債は、次のことを評価するのに有用な情報を提供するような方法で財政状態計算書に表示される。

- (a) 企業が将来において資金を生み出す能力（将来の正味キャッシュ・フローの見込み）

(b) 企業の経済的資源及び企業に対する請求権の内容及び金額

(c) 企業の流動性及び支払能力

主な提案は IFRS と US GAAP にどのように影響するか

本提案は、IAS 第 39 号の範囲内の金融商品の相殺に関する IFRS の要求事項及び US GAAP の相殺の要求事項（デリバティブ及び買戻契約に関する例外を含む）を置き換えるとともに、こうした金融商品の表示に関する共通のアプローチを定めるものとなる。

US GAAP では、現在 IFRS にある原則と同様に、特定の基準で具体的に要求又は容認される場合を除いて、相殺を禁止するという原則を定めることとなる。本提案では、US GAAP における例外を削除することとなる。この例外は、一部のデリバティブ及び買戻条件付売却（及び反対売却及び買戻し）契約について、相殺の権利が条件付きであるか、相殺する意図がないか、又は相殺の意図が条件付きである場合に、相殺を認めているものである。また、相殺の権利は単に現在強制可能であるだけではいけないことを明確化することにより、IFRS における相殺の要件を修正することとなる。本提案は、IFRS 及び US GAAP で要求される開示を拡張するものとなる。それは、相殺の対象となる金融資産と金融負債及び関連する取決め（担保の取決めなど）、並びにこれらの取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する情報の改善によってである。

本提案は、この公開草案において、既存の IFRS の修正案としてではなく独立した IFRS 案として提示されている。しかし、確定された場合、その要求事項は IAS 第 39 号の範囲内の金融商品に関する表示及び開示についての既存の要求事項に含まれる（すなわち、要求事項案は IAS 第 32 号の相殺に関する要求事項を廃止して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における開示要求を修正することとなる）。

本提案はいつ発効するのか

両審議会は、要求事項案の実施に要する時間と労力に関する情報を求めている。両審議会はその情報を利用して、適切な発効日を決定する。さらに、両審議会は意見募集「発効日及び移行方法」へのコメントを、他の計画されている新しい会計処理及び報告の基準についての導入計画とともに検討する。これは、変更のペースとコストの管理を容易にするためである。

コメントのお願い

両審議会は、この補足文書の中のすべての事項、特に次の各項に示した質問についてコメントを募集している。コメント提出者は、質問のすべてにコメントする必要はない。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している

- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、両審議会が考慮すべき代替案を記述している

両審議会は、この公開草案を通じて、金融商品の会計処理の他の側面についてはコメントを求めている。

コメントは**2011年4月28日**までに到着するように文書で提出されたい。コメント提出者は、IASBかFASBのいずれかに1通のコメントレターを提出のこと。両審議会は受け取ったすべてのコメントレターを共有し共同で検討する。

質問1 相殺の要件：無条件の権利及び純額で又は同時に決済する意図

本提案では、企業が金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利を有し、かつ、次のいずれかを意図している場合に、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺することを企業に要求することとなる。

- (a) その金融資産と金融負債を純額で決済する。又は、
- (b) その金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行う。

この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような要件を提案するか。その理由は何か。

質問2 無条件の相殺権はすべての状況において強制可能でなければならないこと

金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合にのみ、相殺しなければならないと提案されている。本提案は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利とは、すべての状況において強制可能（すなわち、通常の事業の過程においても、取引相手先の債務不履行、支払不能又は破産の場合においても強制可能）であり、かつ、行使可能かどうかは将来の事象に左右されないものであると明示している。この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。

質問3 多元的な相殺の取決め

本提案では、相殺の要件を満たす相殺契約（双務的なものと多元的なものの両方）について相殺を要求することとなる。相殺の要件は相殺契約のうち双務的なものと多元的なものの両方に適用すべきであることに同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。多元的な相殺の権利が存在するかもしれない一般的な状況としては、どのようなものがあるか。

質問4 開示

第11項から第15項の開示要求案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事

項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。

質問 5 発効日及び経過措置

- (a) 付録 A の経過措置案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。
- (b) 開示要求案を適用するために企業が合理的に必要とする期間の見積りを示していただきたい。

[草案]国際財務報告基準第 X 号「金融資産と金融負債の相殺」([草案]IFRS 第 X 号) は、第 1 項から第 15 項及び付録 A から付録 C に示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表示されている項は主な原則を示している。用語の定義は、国際財務報告基準の用語集に示されている。[草案]IFRS 第 X 号は、本基準の目的、結論の根拠、「国際財務報告基準に関する趣意書」及び「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」に照らして解釈すべきである。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、明示的な指針がない場合において、会計方針の選択及び適用のための根拠を提供する。

[草案] 国際財務報告基準第 X 号「金融資産と金融負債の相殺」

[FASB のみ] 背景

- 1 [FASB 公開草案の中のこの項は、IASB の公開草案では使用していない。]

概要及び背景

- 2 本基準 [案] は、財政状態計算書における金融資産と金融負債の相殺に関する原則を定めるものである。

範 囲

- 3 本基準 [案] は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の範囲内のすべての項目について、すべての企業が適用しなければならない。

目 的

- 4 本基準 [案] は、金融資産と金融負債の相殺に関する原則を定める。すなわち、企業は、認識された金融資産と認識された金融負債を、次の場合にのみ相殺しなければならない。
- (a) その金融資産と金融負債に関する権利及び義務に基づいて、企業が、純額に対しての権利又は義務しか有していない（すなわち、実質上、企業は単一の純額の金融資産又は金融負債を有している）。かつ、
- (b) その金融資産と金融負債の相殺から生じる金額が、複数の独立した金融商品を決済することによる企業の予想将来キャッシュ・フローを反映している。
- 5 他のすべての状況においては、企業は、認識された金融資産と認識された金融負債を、資産又は負債としての性質に従って、互いに区別して財政状態計算書に表示する。したがって、金融資産と金融負債は、次のことを評価するのに役立つ情報を提供するような方法で財政状態計算書に表示される。
- (a) 企業が将来において資金を生み出す能力（将来の正味キャッシュ・フローの見込み）
- (b) 企業の経済的資源及び企業に対する請求権の内容及び金額
- (c) 企業の流動性及び支払能力

表 示

- 6 企業は、次の両方に該当する場合には、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺し、財政状態計算書に純額を表示しなければならない。
- (a) その金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利がある。
 - (b) 次のいずれかを意図している。
 - (i) その金融資産と金融負債を純額で決済する。又は、
 - (ii) その金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行う。
- 他のすべての状況においては、企業の認識された金融資産と認識された金融負債は、資産又は負債としての性質に従って、互いに区別して財政状態計算書に表示される。
- 7 認識の中止の要件を満たさない金融資産の譲渡の会計処理においては、企業は譲渡した資産とそれに関連する負債とを相殺してはならない。
- 8 単一の取引相手先と多数の金融商品取引を行う企業は、その相手先と「マスターネットティング契約」を結ぶことがある。こうした契約は、当該契約の対象となるすべての金融商品について、いずれか 1 つの契約に関する債務不履行又は終結が生じた際に、単一の純額決済を規定している場合がある。このような権利は条件付きの相殺の権利であり、第 6 項(a)の要件に該当しない。したがって、企業は財政状態計算書において、このような相殺の権利に基づいて、金融資産、金融負債並びにそれらの資産及び負債に関して発生したものとして認識された未収金又は未払金を、相殺してはならない。
- 9 企業は、財政状態計算書において、担保として差し入れられた資産（又は担保を取り戻す権利）又は受け取った担保の返還義務と、それらに関連した金融資産及び金融負債とを、相殺してはならない。
- 10 本基準 [案] の目的上、
- (a) 相殺とは、1 つ以上の金融資産と金融負債を財政状態計算書において単一の純額として表示することである。
 - (b) 相殺の権利とは、債務者の法的な権利で、契約その他により、債権者に支払うべき金額の全部又は一部を、債権者又は第三者から受け取るべき金額の全部又は一部を当該金額に充当することにより、決済その他の方法で消滅させる権利である。
 - (c) 無条件の相殺の権利とは、相殺の権利のうち、行使可能かどうか将来の事象の発生を条件としないものである。

- (d) 条件付きの相殺の権利とは、相殺の権利のうち、ある将来の事象が発生した場合にのみ行使が可能となるものである。
- (e) 法的に強制可能な相殺の権利とは、相殺の権利のうち、すべての状況において強制可能なものである（すなわち、通常の事業の過程においても、取引相手先のうちの1つが債務不履行、支払不能又は破産となった場合にも強制可能である）。
- (f) 金融資産の実現と金融負債の決済とが同時として扱われるのは、決済が同時に実行される場合のみである。

開 示

-
- 11 **企業は、相殺の権利及びそれに関連した企業の金融資産及び金融負債に関する取決め(担保契約など)についての情報を開示して、それらの権利及び取決めが企業の財政状態に与えている影響を財務諸表の利用者が理解できるようにしなければならない。**
 - 12 第 11 項の要求事項を満たすために、企業は、最低限、次の情報を、報告期間の末日現在で認識されている金融資産と金融負債について別々に、金融商品の種類ごとに、開示しなければならない。
 - (a) 総額（財政状態計算書において相殺された金額及び各取引相手先の信用リスク又は企業の信用リスクに対する取引相手先の正味エクスポージャーに対するポートフォリオ・レベルの調整を考慮する前の金額）
 - (b) 次の金額を区分して示す。
 - (i) 財政状態計算書に表示する純額を算定するために第 6 項の要件に従って相殺した金額
 - (ii) 取引相手先の信用リスクに対する企業の正味エクスポージャー又は企業の信用リスクに関する取引相手先の正味エクスポージャーの影響を反映するために、公正価値測定において行われたポートフォリオ・レベルの調整
 - (iii) 財政状態計算書に表示されている純額
 - (c) 企業が無条件の法的に強制可能な相殺の権利を有しているが、純額又は同時の決済を意図していない金融資産及び金融負債の金額
 - (d) 企業が条件付きの相殺の権利を有している金融資産及び金融負債の金額（条件付きの権利の種類ごとに区分）
 - (e) 上記(a)から(d)の影響を考慮した後の金融資産と金融負債の純額

(f) 企業の金融資産及び金融負債に関して受け取るか又は差し入れた現金又はその他の金融商品による担保について

(i) 現金担保の金額 (b)(iii)の金額を超過する現金担保の金額を除く)

(ii) 他の金融商品の公正価値 (このような担保の公正価値のうち(b)(iii)の金額を超過する部分を除く)

(g) 上記(e)及び(f)の影響を考慮した後の金融資産と金融負債の純額 (すなわち、差額)

本項で要求している情報は、表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方がより適切な場合を除く。

13 企業は、第 12 項(d)で区分して開示する条件付きの相殺の権利の各種類の説明を提供しなければならない。これには、それらの権利の内容と、経営者がどのように各種類を決定しているのかが含まれる。

14 第 11 項から第 13 項で要求している情報が、財務諸表の複数の注記に開示されている場合には、企業は、第 12 項の情報が開示されている注記から、第 11 項及び第 13 項で要求されている情報が開示されている注記に相互参照をしなければならない。

15 企業は、報告日現在で相殺の権利の対象となる金融資産及び金融負債がなく、認識された金融資産及び認識された金融負債に関して現金又はその他の金融商品を担保として受け取ったり差し入れたりしていない場合には、第 11 項から第 14 項で要求している情報を提供する必要はない。

付録 A

発効日及び経過措置

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

- A1 企業は本基準 [案] を [日付は公開後に挿入] 以後開始する事業年度及び中間期間に適用しなければならない。本基準 [案] は、表示するすべての比較対象期間について遡及適用しなければならない。

付録 B

他の IFRS の修正 [案]

- B1 本基準 [案] は IAS 第 32 号「金融商品：表示」の相殺に関する要求事項に置き換わる。
- B2 第 11 項から第 15 項で要求している開示は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に追加される。

付録 C

適用指針

この付録は本基準 [案] の不可欠な一部である。

金融資産と金融負債の相殺：要件（第 6 項）

C1 第 6 項の相殺の要件は、2 つの要求事項を含んでいる。

- (a) 金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利
- (b) 金融資産と金融負債を純額で決済するか、又は金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行うという意図

ある取決めが第 6 項の要求事項のいずれかを満たしていない場合には、相殺の要件を満たさない。例えば、企業が無条件の法的に強制可能な相殺の権利を有しているが、金融資産と金融負債を純額で決済したり資産の実現と負債の決済を同時に行ったりする意図がない場合、またはその逆の場合である。

無条件の法的に強制可能な相殺の権利（第 6 項(a)）

- C2 相殺の権利とは、債務者の法的な権利で、契約その他により、債権者に支払うべき金額の全部又は一部を、債権者又は第三者から受け取るべき金額の全部又は一部を当該金額に充当することにより、決済その他の方法で消滅させる権利である。それは、一方の当事者が他方の当事者に対して有している権利であり、自らの資産（債権者又は他の者が自社に対して負っている金額）を、債権者に対して負っている金額の全額又は一部支払（又は履行）に使用する権利である。
- C3 相殺の権利は無条件の場合も条件付きの場合もある。同様に、相殺の権利は一部の状況でのみ強制可能な場合もあればすべての状況において強制可能な場合もある。しかし、金融資産と金融負債を財政状態計算書上で相殺するためには、企業の相殺の権利は、無条件でかつすべての状況において強制可能なものでなければならない。
- C4 条件付きの相殺の権利は、ある将来の事象が発生した場合にのみ行使できる相殺の権利である。例えば、企業が、認識した金額を相殺する権利を、マスターネットティング契約又は何らかの形のノンリコース債務などで有しているが、そうした権利が何らかの将来の事象（通常、取引相手先の債務不履行若しくは他の信用関連の事象、又は契約の終結）

が発生した場合にのみ強制可能となるか又は発動されるという場合がある。場合によっては、特定の法制の変更又は取引相手先の支配の変動が生じた場合に行使可能となる相殺の権利を企業が有していることもある。このような条件付きの相殺の権利は相殺の要件を満たさないので、こうした相殺の権利の対象となっている金融資産と金融負債を相殺してはならない。

- C5 相殺の権利は、法律（又は規則）の規定の結果として生じる場合もあれば、契約の結果として生じる場合もある。相殺の権利は法的権利であるため、その権利の裏付けとなる条件は法域によって異なる場合がある。さらに、特定の場合には、相殺の権利に関するある法域の法律がもたらす結果が、契約で通常提供されるもの又は慣習法の問題としてのものとは異なることがある。同様に、ある法域の破産法が、一部の状況下での破産等における相殺の権利に制限又は禁止を課すこともある。
- C6 したがって、企業の相殺の権利が法的に強制可能な相殺の権利の要件を満たすかどうかは、その契約を律する法律及び取引相手先の支払不能を律する破産制度に左右される。したがって、当事者間の関係に適用される法律（例えば、契約条項、契約を律する法律、及び当事者の破産法）を考慮する必要がある。相殺の権利がすべての状況において行使可能であるかどうかを確かめるためである。

純額で決済するという意図（第6項(b)(i)）

- C7 金融資産と金融負債を財政状態計算書上で相殺するためには、企業はその金融資産と金融負債を純額決済するか又は同時に決済する意図を有していなければならない。企業が純額決済又は同時決済を行うという意図は、同様の状況で相殺又は同時決済を実行した過去の慣行、通常の事業慣行を通じて又は企業の文書化したリスク管理方針への参照により、立証される。しかし、特定の資産と負債の決済に関する企業の意図は、通常の事業慣行、業界の慣行、金融市場の要請、及び純額決済又は同時決済の能力に影響する可能性のある他の状況により、影響又は制限を受ける場合がある。純額決済又は同時決済の意図に対する要求事項は、報告企業の観点から検討される。
- C8 実務上、企業が純額決済の権利を有しているとしても、総額で決済する場合もある。純額決済の実行又はオペレーションの促進のための適切な取決め又はシステムがないためである。こうした場合には、企業はこのような資産と負債を財政状態計算書上で別々に表示する（すなわち、その資産と負債を相殺してはならない）。ただし、企業がその資産と負債を同時に決済する意図を有している場合は別である。

- C9 一部の契約及びマスターネットリング契約は、当事者の債権と債務の支払が同じ日に同じ通貨で生じる場合には、自動的な相殺を提供する。また、中心的な取引相手先のいる決済が集中された金融市場では、清算機関のルールにより通常、自動的なネットリング及び相殺し合う契約の取消しが規定されている。このような契約上の取決めについては、企業の意図はその契約を締結した日において立証されているものと考えられる。

金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行うという意図（第6項(b)(ii)）

- C10 同時に決済を行うという企業の意図は、立証されなければならない。例えば、同様の状況で相殺又は同時決済を実行した過去の慣行、通常の事業慣行を通じて又は企業の文書化したリスク管理方針への参照によってである。したがって、金融資産と金融負債をたまたま同時に決済しても第6項の要件を満たさない。
- C11 金融資産の実現と金融負債の決済が同時であるのは、決済が同じ時点で発生する（すなわち、純額又は減額後の金額のみにエクスポージャーがある）場合のみである。この条件に該当する場合には、キャッシュ・フローは、実質上、単一の純額と同等であり、その純額も別々の金融商品を決済することによる企業の予想キャッシュ・フローを反映する。したがって、決済が一定期間にわたって発生する場合（たとえ、この期間中に金融資産と金融負債の価値が変動する可能性がなく、各金融商品の決済の間の期間が短いとしても）には、それは同時の決済ではない。決済の時点が同じではないからである。同様に、資産と負債の実現と決済の表示時間が同じであるが、標準時が異なっている場合には、同時の決済ではない。
- C12 2つの金融商品の同時の決済は、例えば、組織化された金融市場又は相対の取引所における清算機関の活動を通じて生じることがある。例えば、中心的な取引相手先のいる一部の集中決済型の金融市場又は相対での売買においては、取引所又は清算機関の規則で、清算機関又は取引所と会員（又は参加者）の両方に、いずれかの当事者との債権債務金額を相殺する権利を与えていることがある。また、清算機関又は取引所の手続で、異なる商品に関する受払金額は総額で決済すると規定されていることがある。しかし、このような支払は同時に行うことができる。したがって、各当事者が異なる商品の類型ごとに別々に受払を行うとしても、決済は同じ時点に発生し、純額のみに対してエクスポージャーがある。

双務的及び多元的な相殺の取決め（第6項）

- C13 一般的に、相殺の権利は、強制可能であるためには、各当事者の「相互関係」を必要と

する（すなわち、各当事者は互いに相手に対する債務を負っていないなければならない）。しかし、当事者が相互関係の外で契約を結んで、自らの資産を第三者の負債と相殺できるようにしている場合もある。例えば、A、B 及び C が合意して、A が B に負っている金額を C が A に負っている金額で相殺できるようにするものである。したがって、例外的な状況においては、債務者が、第三者に対する債権金額を債権者に対する債務金額に充当する法的権利を有している場合がある（すなわち、三者間契約）。しかしすべての法域でこの形態の契約上の相殺の取決めが認められているわけではない（特に破産のシナリオにおいては）。取決めが第 6 項の要件を満たしている場合には、企業は関連する金融資産と金融負債を相殺しなければならない。

金融資産及び金融負債に関して受け取るか又は差し入れた担保

- C14 多くの金融商品（金利スワップ契約、先物契約及び上場されている売建オプションなど）は、証拠金を必要とする。証拠金は取引相手先又は清算機関にとっての担保の一形態であり、現金、証券又は他の特定の資産（通常は流動性のある資産）の形を取ることができる。証拠金は、別々に会計処理される資産又は負債である。同様に、企業が差し入れられた担保を売却して、その売却した担保を返還する義務を認識している場合には、その義務は、別個に会計処理される独立の負債である。企業は、財政状態計算書において、認識した金融資産と金融負債を、担保として差し入れた資産、若しくは差し入れた資産を取り戻す権利、又は売却した担保を返還する義務と相殺してはならない。

相殺の権利の再判定（第 6 項）

- C15 無条件の相殺の権利の要件に該当しない相殺の権利は、条件付きの事象が発生して相殺の権利がもはや第 10 項の条件付きの相殺の権利の定義に該当しなくなった場合には、事後的に無条件の相殺の権利の要件を満たすこととなる。しかし、将来の事象により削除される可能性のある相殺の権利は、第 6 項の無条件の相殺の権利の要件に該当しない。同様に、認識した金融資産と金融負債を相殺する権利が、特定の日までしか行使可能でない場合には、その相殺の権利は無条件の相殺の権利には該当しない。

開示（第 11 項から第 15 項）

- C16 第 12 項では、要求された情報を金融商品の種類ごとに開示することを企業に要求している。企業は、金融資産と金融負債を（別々に）各種類にグルーピングしなければならない。その各種類は、開示される情報の内容に適合し、当該金融商品と適用可能な相殺の権利の性質を考慮に入れたものである。

- C17 第 12 項(d)では、財政状態計算書に表示される純額のうち、それぞれの種類の条件付きの法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている部分の開示を要求している。第 12 項(d)で要求している開示は、相殺の権利の各種類を区分して開示しても財務諸表の利用者に提供する情報を有用性が高まらない場合には、類似の種類相殺の権利を合算して表示することができる。企業は、類似の相殺の権利を合算する際に適用する判断基準を開示しなければならない。最低限、企業は、債務不履行、破産又は支払不能（あるいはこれらに類似の事象）の際に行使可能となる相殺の権利と、通常の事業の過程で行使可能となる相殺の権利とを区別しなければならない。異なる種類の相殺の権利について第 12 項(d)の開示を合算するかどうかを判断する際に、企業は、それらの権利の性質と第 12 項の開示要求を考慮しなければならない。
- C18 第 12 項(f)では、企業の金融資産及び金融負債に関して開示すべき現金又は他の金融商品による担保の金額を、財政状態計算書に表示された当該金融資産又は金融負債の金額までに限定している。現金の金額又は他の金融商品による担保の公正価値を合算した開示は、金融資産の担保過大又は金融負債の担保過少及びその逆を考慮に入れていない場合には、担保の取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する意味のある情報を提供しないこととなる。
- C19 第 12 項及び第 13 項で要求されている具体的な開示は、最低限の要求事項であり、企業は、相殺の権利及びそれに関連する取決めの内容やそれらが企業の財政状態に与えている影響によっては、補足することが必要な場合もある。他の IFRS で要求されている開示を、第 11 項の要求事項を満たすために追加的な情報を開示する必要があるかどうかを判断する際に考慮することができる。
- C20 企業は、相殺の権利及びそれに関連する取決めの内容並びにそれらが企業の財政状態に与えている影響を、財務諸表の利用者に明確かつ十分に説明する方法で開示を表示しなければならない。企業は、本基準 [案] の開示要求を満たすためにどの程度の詳細情報を提供しなければならないかを判断しなければならない。企業は、あまりに集計しすぎて重要な情報が覆い隠されたり、過度に詳細を表示して財務諸表の利用者が企業の財政状態を理解するのに役立つなかつたりしないように、その間でバランスを取らなければならない。例えば、企業は、集計し過ぎてさまざまな種類の相殺の権利又はそれに関連する取決めの間の重要な相違を覆い隠してしまうような情報を開示してはならない。

設 例 [案]

このガイダンスは、本基準 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。

開 示 (第 12 項)

IE1 次の各例は、第 12 項の定量的開示の要求事項を満たすためのいくつかの考え得る方法を例示している。しかし、これらの例示は、本基準 [案] の開示要求を適用する際の考え得る方法のすべてを扱っているわけではない。

相殺及びそれに関連した取決めの対象となっている金融資産

単位：百万 CU								
20XX年12月31日現在	(i)	(ii)	(iii)= (i)-(ii) ^(a)	(iv)	(v)	(vi)= (iii)-(iv)-(v)	(vii)	(viii)
	資産の 総額	財政状 態計算 書で資 産と相 殺され た負債 の総額	財 政 状 態 計 算 書 上 の 資 産 の 純 額	条件付 きの相 殺の権 利の対 象であ る負債 の総額	無条件の法的に 強制可能な相殺 の権利の対象で あるが、企業が純 額又は同時の決 済を意図してい ない負債の総額	担保控除前 の資産の純 額	保有している担保 現金 担保とし て受け取 った他の 金融商品 の公正価 値	正味エ クスボ ージャ ー
内 訳								
取引所に上場さ れている金融商 品								
店頭デリバティ ブ、買戻契約及び 株式貸与契約並 びに類似の金融 商品								
その他の金融商 品								
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産								
合 計								
償却原価で測定 する金融資産								
合 計								

(a) 企業はデリバティブの公正価値測定においてポートフォリオ・レベルの調整を行っていないものと仮定している。

相殺及びそれに関連した取決めの対象となっている金融負債

単位：百万 CU								
20XX年12月 31日現在	(i)	(ii)	(iii)= (i)-(ii)	(iv)	(v)	(vi)= (iii)-(iv)-(v)	(vii)	(viii)
	負債の 総額	財政状態 計算書で 負債と相 殺された 資産の総 額	財政状 態計算 書上の 負債の 純額	条件付き の相殺の 権利の対 象である 資産の総 額	無条件の法 的に強制可 能な相殺の 権利の対象 であるが、企 業が純額又 は同時の決 済を意図し ていない資 産の総額	担保控除前 の負債の純 額	差し入れた担保 現金 担保とし て差し入 れた他の 金融商品 の公正価 値	正味エ クスボ ージャ ー
内 訳								
取引所に上場 されている金 融商品								
店頭デリバテ ィブ、買戻契約 及び株式賃借 契約並びに類 似の金融商品								
その他の金融 商品								
純損益を通じ て公正価値で 測定する金融 負債								
合 計								
償却原価で測 定する金融負 債								
合 計								

(a) 企業はデリバティブの公正価値測定においてポートフォリオ・レベルの調整を行っていないものと仮定している。

審議会による 2011 年 1 月公表の「金融資産と金融負債の相殺」の承認

公開草案「金融資産と金融負債の相殺」は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーにより、公表が承認された。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

プラブハカー・カラバチェラ

エルケ・ケーニッヒ

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マグレガー

ポール・パクター

ダレル・スコット

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 為国

結論の根拠

この結論の根拠は、本基準案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「金融資産と金融負債の相殺」の結論に至るまでの国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の検討事項をまとめている。議論での重点の置き方は、各審議会メンバーにより異なるものであった。
- BC2 財務諸表の利用者からの要望及び金融安定理事会の提言を受けて、IASB と FASB はそれぞれの検討項目に、金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項を改善し潜在的にコンバージェンスをもたらすためのプロジェクトを追加した。両審議会がこの決定を下したのは、金融資産と金融負債の相殺に関する両者の要求事項の相違が、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成される財政状態計算書と米国会計基準（US GAAP）に従って作成される財政状態計算書で表示される金額との間の最大の相違の原因となっているからである。

提案している要求事項

- BC3 提案している要求事項は、金融資産と金融負債の相殺に関する IFRS と US GAAP の要求事項を置き換えて、共通のアプローチを確立することとなる。
- BC4 要求事項案によれば、企業が認識した金融資産と認識した金融負債を相殺することを要求されるのは、無条件の法的に強制可能な相殺の権利を有していて、当該資産と負債を純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行うかのいずれかを意図している場合（かつ、その場合のみ）である。
- BC5 本提案は、US GAAP における一部の取決めに関する相殺の例外を削除するものとなる。その対象となる取決めとは、相殺する能力が条件付きであるもの及び相殺する意図がないか又は相殺の意図が条件付きのものである。本提案は、IFRS と US GAAP で要求される開示を拡充するものとなる。相殺の権利及び関連する取決め（担保契約など）の対象となっている金融資産及び金融負債、並びにそれらの権利及び取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する改善した情報を要求することによってである。
- BC6 本提案は、相殺の要件は、相殺の権利が生じるのが双務的契約からであろうと多元的契約（すなわち、3 者以上の間の契約）からであろうと、適用されることを明確にしている。本提案は、法的に強制可能な相殺の権利は、すべての状況（通常の事業の過程及び取引相手先の債務不履行又は破産を含む）において強制可能な相殺の権利でなければならないことも明確にしている。

実施したアウトリーチ

- BC7 両審議会は、結論に至る際に広範なアウトリーチを実施した。これには、利用者、法律専門家、作成者、規制当局者、清算機関、業界団体及び監査人との会合が含まれていた。
- (a) 銀行業界からの代表は、彼らの組織のネットティングの方針及び実務の概要とともにネットティングに関する業界の実務の概要を示した。
- (b) 金融法の専門家は、次の事項についての概要を示した。(i) マスターネットティング契約等の契約における相殺の権利の法的意味、根拠及び効果、(ii) 集中化された取引相手先との契約又はそれを通じての契約の法的分析及び効果が異なるかどうか、(iii) 相殺の権利と破産法との相互関係及び関連する多国間の影響。
- (c) 国際スワップ・デリバティブ協会及び清算機関の代表は、次の事項についての全般的な概要を示した。マスターネットティング契約の枠組み、この枠組みのさまざまな要素（内容確認書、スケジュール、マスターアグリーメント及び他の文書）が互いにどのように関連しているのか、この枠組みはどのように機能することが意図されているのか、及び清算機関と取引所の機能とルールについてである。
- (d) 監査人：スタッフは一部の会計事務所にも「情報提供の要請」を送付した。協議した事務所の大半は、財政状態計算書が利用者に何を伝えようとしているのかについての原則の確立を両審議会に要望し、財政状態計算書における相殺はその原則に従うべきだと述べた。
- (e) 利用者：スタッフと両審議会は、財務諸表の利用者（資産管理会社、投資銀行、利用者団体及び格付け機関からのアナリストを含む）と会合し、相殺に関する見解を議論した。スタッフは質問に対するオンラインでの調査に回答する利用者も募集した。それらの利用者からは、財政状態計算書で総額又は純額の情報を提供することの有用性についての意見の一致は見られなかった。回答は利用者の地域とともに利用者の会社及び種類（バイサイドとセルサイドのいずれのアナリストなのか、及び株式と債券のいずれのアナリストなのか）によって異なっていた。しかし、彼らの意見にかかわらず、総額と純額の両方の情報が有用であり、財務諸表の分析のためには両者が必要となるという点で意見の一致が見られた。彼らは、国際的な比較可能性（特に銀行間での）を与える共通の基準の開発を両審議会に要望した。彼らはまた、要件が満たされた場合には（両審議会が相殺の容認を決定するなら）会計方針の選択として相殺を許容するのではなく、相殺を強制することの方を支持した。企業間の比較可能性を高めるためである。

金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項案の基礎となる原則

- BC8 次のことは財務報告の一般的な原則である。(a) 資産と負債は、企業の資源又は義務と

してのそれらの性質と整合的に、互いに別々に表示する。(b) 認識した資産と認識した負債の相殺は、利用者が、発生した取引、他の事象及び状況を理解すること及び企業の将来キャッシュ・フローを評価することの両方の能力を損なう。

BC9 両審議会は、金融資産と金融負債の相殺が適切で企業の財政状態を反映するのは、次の両方に該当する場合のみであると判断した。

(a) その金融資産と金融負債に関連した権利と義務に基づいて、企業が実質上有している権利又は義務が、純額のみに対するものである(すなわち、実質上、企業が単一の純額の金融資産又は金融負債を有している)。かつ、

(b) その資産と負債の相殺により生じる金額が、複数の別個の金融商品を決済することによる企業の予想将来キャッシュ・フローを反映する。

これ以外のすべての状況においては、企業の認識した金融資産と金融負債は、資産又は負債としての性質に応じて、財政状態計算書において互いに別々に表示される。

BC10 したがって、金融資産と金融負債は、財政状態計算書において、次のことを評価するのに有用な情報を提供する方法で表示される。

(a) 企業が将来に資金を生み出す能力(将来の正味キャッシュ・フローの見込み)

(b) 企業の経済的資源及び企業に対する請求権の内容と金額

(c) 企業の流動性及び支払能力

BC11 両審議会は、次の場合には純額が企業の権利又は義務を表すという結論を下した。その場合とは、(a) 企業がすべての状況において純額での決済を主張できるか又は純額決済を強制できる能力を有しており(すなわち、その権利の行使が将来の事象を条件としていない)、(b) その能力が保証されており、(c) 企業が単一の純額の受取若しくは支払を行うか、又は同時に決済することを意図している場合である。

財務報告に関する概念フレームワーク

BC12 財政状態計算書における相殺が適切であるか又は有用な情報の提供となるかどうか、及びどのような場合にそうなるのかを検討するにあたり、両審議会は、相殺が「財務報告に関する概念フレームワーク」に記述された財務報告情報の目的及び質的特性に合致しているかどうかを検討した。

BC13 両審議会の「概念フレームワーク」では、一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資家、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することであると述べている。「概念フレームワーク」では、現在の及び潜在的な投資家、融資者及び他の債権者は、次のような情

報を必要としていると説明している。

- (a) 企業にとっての将来の正味キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報。
- (b) 報告企業の経済的資源及び企業に対する請求権の内容及び金額に関する情報。報告企業の強み、弱み、流動性及び支払能力並びに追加的な資金調達必要性を識別するためである。
- (c) 現存の請求権の優先順位及び支払要求に関する情報。将来のキャッシュ・フローがどのように報告企業に対する請求権を有する者間で分配されるのかを予測するためである。

BC14 したがって、財務報告の目的により、財政状態計算書において、企業の経済的資源（資産）並びに当該資源に対する請求権（負債及び資本）に関する情報の提供が必要となる。

BC15 一般的に、資産と負債を純額で表示すると、財務諸表の利用者が企業にとって利用可能な将来の経済的便益及び企業の義務を評価する能力が制限され、企業の財務的な強みと弱みを評価する能力も制限される。相殺は、一部の資産と負債の存在を覆い隠し、それにより利用者の能力を損なう。損なわれるのは、企業の流動性及び支払能力並びに追加的な資金調達必要性を評価する能力、又は将来のキャッシュ・フローが企業に対する請求権を有する者間でどのように分配されるのかを予測するという能力である。

BC16 したがって、両審議会が下した結論は、金融資産と金融負債の相殺は、一般的には、「概念フレームワーク」に示されている財務報告の目的に合致しないため、金融資産と金融負債は、一般的には、財政状態計算書において総額で表示すべきだというものである。

BC17 両審議会の考えでは、財政状態計算書における金融資産と金融負債の相殺が、財務報告の目的と整合するのは、次の場合のみである。それは、その金融資産と金融負債に関連した権利と義務に基づいて、企業が実質上有している権利又は義務が、純額のみに対するものである場合（すなわち、企業が、実質上、単一の純額の金融資産又は金融負債を有している場合）である。

BC18 両審議会は、次の場合には、純額が企業の権利又は義務を表すと考えている。それは、(a) 企業がすべての状況において純額での決済を主張できるか又は純額決済を強制できる能力を有しており（すなわち、その権利の行使が将来の事象を条件としていない）、(b) その能力が保証されており、(c) 企業が単一の純額の受取若しくは支払を行うか、又は同時に決済することを意図している場合である。

BC19 「概念フレームワーク」では、財務報告における情報の質的特性は、財務諸表上の情報を財務諸表の利用者にとって有用なものとする属性であると述べている。財務情報が有用であるためには、目的適合性があり、かつ、表現しようとしているものを忠実に表現

していなければならない。

- BC20 「概念フレームワーク」では、目的適合性のある財務情報を、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることのできる情報として定義している。財務情報は、予測価値、確認価値又はその両方を有している場合には、意思決定に相違を生じさせることができる。
- BC21 両審議会は、一般的には、資産と負債の総額を表示する方が、純額の表示よりも目的適合性の高い情報を提供すると考えている。特に、両審議会の考えでは、デリバティブである資産と負債の総額は、企業の流動性又は支払能力を評価する上で、純額よりも利用者にとって目的適合性が高い。デリバティブは、一般的には、いつでも公正価値と同額で決済又は売却ができる。したがって両審議会は、総額の方が、企業のデリバティブのポートフォリオとリスクに対するエクスポージャーについて、より良い情報を提供すると考えている。
- BC22 デリバティブ資産と負債の総額表示は、正味の将来キャッシュ・フローの現在価値についての市場の評価を描写するものでもある。これは、当該資産及び負債に直接又は間接に組み込まれているものであり、現在の金利とともにそのキャッシュ・フローが発生しないリスクについての市場の評価を反映するように割り引かれている。企業のデリバティブのポートフォリオの公正価値の総額に関する定期的な情報（現在の状況及び予想の下での）は、利用者が、自らの予測を行うことと以前の予想を確認又は修正することの両方に役立つはずである。
- BC23 したがって、両審議会が下した結論としては、このような資産と負債の総額表示は、一般的には目的適合性のある情報を提供するものであり、純額表示よりも、投資者、債権者及び財務諸表の他の利用者にとって有用である。
- BC24 しかし、両審議会は、提案している相殺の要件が満たされている場合には、相殺は目的適合性の要件を満たすと結論を下した。そうすることで、企業が実質上有している権利又は義務が純額のみに対するものである（すなわち、実質上、企業が単一の純額の金融資産又は金融負債を有している）ことが反映されるからである。したがって、こうした状況においては、相殺を要求すべきである。
- BC25 「概念フレームワーク」では、財務情報が有用であるためには、目的適合性のある情報を提供するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならないと説明している。
- BC26 相殺は、一般的には、財政状態計算書において一部の資産及び負債の存在を覆い隠し、財政状態計算書の規模を変えるものである。したがって、両審議会の考えでは、財政状態計算書における資産と負債の純額表示は、一般的には企業の資産と負債の完全な描写を提供しない。

- BC27 相殺は、概念的に金融商品の認識の中止とは異なる。概念的には異なるものの、純額がゼロとなる相殺と、利得又は損失を生じない認識の中止とは、財政状態計算書における効果の点では区別できない。同様に、同じ金額の資産と負債を財務諸表に認識しない場合も同様の報告上の結果を生じる。したがって、両審議会は、相殺は企業の財政状態に関して誤解を招く情報を提供する可能性があると考えている。
- BC28 両審議会の下した結論としては、金融資産と金融負債に関連した権利と義務に基づいて、企業が実質上有している権利又は義務が純額のみに対するものである（すなわち、実質上、企業が単一の純額の金融資産又は金融負債を有している）場合には、相殺は企業の経済的資源及び企業に対する請求権を忠実に表現するものである。両審議会が下した結論では、これに当てはまるのは、企業がすべての状況において純額での決済を主張できるか又は純額決済を強制できる能力を有しており（すなわち、その権利の行使が将来の事象を条件としていない）、純額決済を主張できる能力が保証され、かつ、企業が単一の純額の受払又は同時の決済を意図している場合である。

代替的アプローチ

- BC29 両審議会は、認識した金融資産と認識した金融負債の相殺が財務諸表の利用者により有用な情報を提供するかどうかを判断するための他のアプローチを検討した。両審議会は、それらのアプローチを以下に示した理由で棄却した。

企業が条件付きの相殺の権利を有している場合に相殺を要求する

- BC30 両審議会は、企業が法的に強制可能な相殺の権利を有しているがその権利が条件付きである場合（すなわち、何らかの将来の事象（通常、取引相手先の債務不履行、支払不能若しくは破産又は他の信用関連の事象）が発生した時にのみ強制可能となるか又は発動される場合）に、相殺を強制すべきかどうかを検討した。この代替案によれば、同一の取引相手先と行われ、法的に強制可能なマスターネットティング契約の対象となる金融資産と金融負債はすべて、それらの他の性質（例えば、満期、種類又は基礎となるリスク）に関係なく、相殺されることとなる。このアプローチは、取引相手先リスクが軽減されている場合には相殺が適切だという考え方に基づいている。
- BC31 現行の要求事項及び提案している要求事項においては、企業が特定のリスクに対するエクスポージャーをヘッジする契約を行う際に、そのヘッジ関係の中の資産と負債を財政状態計算書において純額で表示することは要求されておらず許容もされていない（その取決めが特定の市場リスクに対する企業のエクスポージャーを完全になくすこともあり得るにもかかわらず）。両審議会は、単にマスターネットティング契約で金融契約に係る企業の信用エクスポージャー（リスクの一形態）が削減されるというだけの理由で、純額表示を許容又は要求すべきだとする理由を見いだせなかった。

- BC32 条件付きの相殺の権利は多くの契約（例えば、ノンリコース借入契約や顧客との関係）に存在しており、そうした契約について相殺は認められていない。両審議会は、マスターネットティング契約で規定された契約と現金担保だけを取り出して相殺の会計処理を行うこと概念上又は実務上の理由を見いだせなかった。
- BC33 両審議会は、このアプローチにおける、財政状態計算書上の（資産と負債の総額の）純額表示は、利用者が企業の非明示的な経済的レバレッジのポジションを理解する能力を損なうと考えている。レバレッジが利用者の関心事となっているのは、次の2つの影響のためである。(a) 債務不履行のリスクを生じさせ増大させる。(b) 急速なレバレッジ解消の可能性を増大させる。
- BC34 両審議会の考えでは、ゼロの総額エクスポージャーは、ゼロの純額エクスポージャー（相殺が条件付きの相殺の権利に基づくものである場合）とは異なる。後者は、取引相手先リスク、オペレーション・リスク又は他のリスクが重大な場合があるためである。例えば、多額のデリバティブ契約の残高があるが大きな正味のエクスポージャーはない銀行でも、価格が大きく変動したり、重要な取引相手先が倒産してネットティングの取決めが機能しなかったりする場合には、やはり非常に多額の損失を生じる可能性がある。
- BC35 両審議会は、将来に起こるかもしれないが起こらないかもしれないこと（すなわち、企業又は取引相手先が支払不能又は破産となるという仮定）に基づいて相殺を要求することが適切だとは思えなかった。
- BC36 両審議会は、条件付きの相殺の権利に基づく相殺は、財務諸表が信用リスクに対する企業のエクスポージャーのみを描写するものとなるという結論も下した。両審議会は、財政状態計算書は企業の信用リスクの合算を表すものではないことに着目した。取引相手先が支払不能又は破産となる場合の企業の権利又は義務を示すことが財務諸表の目的ではない。したがって、両審議会は、条件付きの相殺の権利の基づく相殺は、財務諸表が忠実な表現とはならなくなると結論を下した。
- BC37 両審議会は、このアプローチにおける金融資産と金融負債の相殺と、スワップ契約の基礎となっている支払のネットティングとの間の類似性と相違を検討した。スワップ契約の会計処理は、単一の金融契約の会計処理である（すなわち、スワップは単一の金融商品であり、そのように会計処理される）。
- BC38 相殺とスワップ契約における支払の取決めの一部との間には多少の類似性がある。通常、スワップ契約の基礎となる契約上の支払は、支払が行われる前にネットティングされる（しかし常にそうであるわけではない）。支払と受取の決済日が同じで、受払される金額を純額（すなわち、支払と受取の差額）で決済しなければならないと定めるように組成されているスワップ契約は、提案している相殺の要件と整合する。当該契約は通常、無条件の法的に強制可能な相殺の権利を提供するものであり、企業が純額決済の意図を立証で

きるからである。

- BC39 しかし、すべてのスワップ契約が BC38 項に示した形で組成されているわけではない。決済条項に関係なく、スワップ契約の会計処理は、単一の金融契約の会計処理である(すなわち、スワップは単一の金融商品であり、そのように会計処理される)。相殺の要件は、単一の金融商品しかない場合には当てはまらない。相殺が適用できるのは、企業が金融資産と金融負債の両方を有していて、相殺の条件が満たされている場合だけである。したがって、両審議会の考えでは、このアプローチにおける相殺は、単一のデリバティブ金融商品における異なる権利と義務(例えば、金利スワップ契約における支払義務と受取の権利)の純額表示とは異なる。
- BC40 さらに、スワップ契約の各当事者が決済時に純額を支払うという権利は、条件付きの権利ではない。したがって、スワップ契約において純額を支払うという権利は、マスターネットティング契約(クローズ・アウト・ネットティング)における条件付きの相殺の権利とは異なる。後者は、何らかの将来の事象(通常、取引相手先の債務不履行、支払不能若しくは破産又は他の信用関連の事象)が発生した場合にのみ強制可能なものである。
- BC41 両審議会は、条件付きの相殺の権利の付いたマスターネットティング契約で規定されている契約における相殺ポジションは、マスターネットティング契約がマスターアグリーメントとその対象となるすべての取引とを1つの契約に統合しているため、財務諸表の表現の忠実性を損なうものではないという主張を検討した。
- BC42 マスターネットティング契約の枠組みに関する全般的な論点(当該契約が提供する相殺の権利が条件付きなのか無条件なのかには関係なく)の1つは、この枠組みの個々の部分が構成しているのが、単一の契約なのか多数の別個の契約なのかということである。この問題に関しては異なる見解の余地があり、個々の取引の条件、判例法及び特定の法域の法律により、一方が他方よりも良いとされるのかもしれない。しかし、主要な論点は、このような条項の効果である。これは認識の中止と認識の問題なのか、相殺の問題なのか、それとも測定の問題なのか。
- BC43 マスターネットティング契約の全体を単一の契約(したがって、会計処理の目的上は単一の金融商品)として扱うこととした場合には、認識及び認識の中止の問題が生じる。問題は、このような契約をいつ資産又は負債として認識すべきか、またその後において新たな取引をどのように扱うべきか(すなわち、その後の取引が契約の修正であるのか、過去に認識した資産又は負債の性質の変更であって過去に認識した資産又は負債の認識の中止をすべきものであるのか)である。
- BC44 現行の要求事項では、マスターネットティング契約の対象となる取引のそれぞれが別々に場合に応じて資産又は負債として認識される。両審議会は次のような結論を下した。

- (a) それぞれの取引が晒されているリスクは、他の取引が晒されているリスクとは異なるものかもしれない。
- (b) 個々の取引の価格設定は独立している。
- (c) 各取引は通常、商業上の目的の異なる別々の取引として交渉されている。
- (d) 個々の取引のそれぞれは、それ自体の契約条件を持った取引を表しており、他の取引と同時に又は連続して履行されることは意図されていない。
- (e) 企業はこうした取引のそれぞれについて別々の履行義務と権利を有しており、それぞれを別個に移転又は決済することができる。

BC45 したがって、両審議会は、すべての取引が法律上単一の契約を構成するかどうかには関係なく、現行の要求事項と整合的に、それらの取決め（取引）のそれぞれを別々に、場合に応じて資産又は負債として認識し表示すべきだという結論を下した。

BC46 両審議会は、取引相手先リスクは表示ではなく測定の問題であり、信用リスクの軽減それ自体は相殺の根拠とすべきではないと考えている。したがって、FASB の会計基準更新書案「公正価値測定及び開示（トピック 820）：US GAAP と IFRS における共通の公正価値測定及び開示の要求事項」（2010 年 6 月 29 日公表）では、マスターネットティング契約の効果は、信用評価調整を算定する基礎として使用すべきだと提案している（債務不履行の際に取引相手先との金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利がある（例えば、報告企業が当該取引相手先との強制可能なマスターネットティング契約を締結していることによって）場合）。

BC47 両審議会は、表示の目的上、純額も重要ではあるが注記に開示すべきだと考えている。財務諸表は、主要財務諸表の情報を捕足する注記、附表及びその他の情報を含んでいる。例えば、財政状態計算書及び包括利益計算書の項目に関する利用者のニーズに適合する追加的な情報（企業に影響を与えるリスク及び不確実性に関する情報、地域別及び事業別セグメントに関する情報並びに価格変動が企業に与える影響など）が含まれる場合がある。同様に、両審議会は、条件付きの相殺の取決めが信用リスクに与える影響に関する情報は、そのような取決めの内容、影響及び範囲の開示で最も良く提供されるという結論を下した。

企業が条件付きの相殺の権利を有していて契約の基礎となるリスクが同一又は主要なものである場合に相殺を要求する

BC48 両審議会が検討した別のアプローチは、企業が条件付きの法的に強制可能な相殺の権利を有していて、その契約が同一のリスク又は同一の主要なリスクを有している場合に、相殺を認めるというものであった。

- BC49 この代替案は、次のようなリスクが除去されていない限り、金融資産と金融負債を相殺するのは適切でないという考え方に基づくものである。そのリスクとは、(a) 債務不履行の際の取引相手先リスク及び(b) 根底にある市場リスクである。これは、相殺をすると、企業が晒されているリスクの種類やキャッシュ・フローの時期を忠実に表現することにならないからである。
- BC50 このアプローチは、おそらく、取引所や清算機関で契約の処理又は集計を行うやり方と整合的である。このようなシナリオでは、純額ポジションは商品ごとに算定される（すなわち、リスクの種類に基づく）。一般に、取引所は、契約が同じタイプ（例えば、リスク、デュレーション、通貨）のものである場合には、次のいずれかを行う。(a) 特定の商品のポジションを（記帳により）相殺するか、又は(b) 残存している契約を取引日又は取引期間の終了時に単一の契約に更改することによりネットティングする。このアプローチは、部分的には、金融機関がリスクを管理するやり方とも整合的である。金融機関は信用リスクだけでなく市場リスクも管理しており、これは両方の種類のリスクを許容できるレベルに維持することを目的としたものである。
- BC51 両審議会は、このアプローチを適用すると実務上の問題が生じると結論を下した。単一の主要な基礎となるリスクの識別が困難だからである。金融商品（特にデリバティブ）は、通常はいくつかの異なる種類のリスクに晒されている。例えば、持分証券の先渡契約には、しばしば、株価のリスクと為替リスクの両方がある。このために企業にとって運用上の困難が生じる可能性がある。財政状態計算書上どの項目を相殺すべきかを判断するために、すべての金融資産と金融負債について主要又は支配的なリスクを決定しなければならないからである。さらに、主要なリスクが同一であることに基づく相殺は、金融資産及び金融負債に存在するかもしれない他のリスクを無視するものである。

金融資産と金融負債が同じ日に決済されるか又は資産が負債より前に決済される場合にのみ相殺を要求する

- BC52 両審議会は、2つの金融商品の決済日が同じであるか又は資産が負債よりも前に決済される場合に、両者を相殺することを要求すべきかどうかを検討した。この要件は、企業が所要の支払（負債に対する）を行うが、自らの資産に対する取引相手先からの支払を後で得ることができないという状況を防ぐことを目的としたものである。
- BC53 両審議会は、この要件は有用ではあるが、相殺の要件を満たすために純額決済又は同時の決済を行う意図を立証することを企業に要求していることで、この懸念に対応できていることに留意した。したがって、両審議会はこの要求事項は不要と考えた。

無条件の相殺の権利のみを要求する

- BC54 一部の人は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利は、それだけで金融資産と金融負債

債の相殺の十分条件だと論じている。彼らの主張では、無条件の相殺の権利が強制可能である場合には、当事者が2つのポジションをどのように決済する意図であるのかに関係なく、金融資産と金融負債は合わせて単一の資産又は負債を構成する。彼らは、純額で決済するという意図は主観的で、証明が困難であるとも論じている。

BC55 両審議会は、無条件の相殺の権利の存在は、それだけでは相殺の十分な根拠とはならないと考えている。無条件の相殺の権利を行使するか又は金融資産と金融負債を同時に決済するという意図がない場合には、企業の将来の正味キャッシュ・フローの金額と時期は影響を受けない。また、一方又は両方の当事者が無条件の法的に決済可能な権利なしで純額決済をするという意図も、相殺の十分な根拠とならない。その権利及び義務は別々の金融資産及び金融負債を構成するものであり、権利及び義務としてのそれらの性格に従って互いに区別して表示すべきである。

BC56 両審議会は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の存在は、それだけでは相殺の十分な根拠とはならないという結論を下した。企業の将来キャッシュ・フローの金額と時期が影響を受けない場合があり、純額での情報を提供することは利用者が将来キャッシュ・フローを評価するのに役立つからである。したがって、両審議会は、無条件の相殺の権利を行使する（純額決済する）意図がない場合には、資産と負債の純額での表示は不適切だと結論を下した。

その他の考慮事項

BC57 両審議会は、結論に至る際に次のような論点も考慮に入れた。

多元的な相殺の取決め

BC58 両審議会は、企業が同一の取引相手先に対する（双務的な）資産と負債を有している場合だけに相殺を限定すべきか、あるいは三者以上が関与する（多元的な）取決めにも相殺を要求すべきかどうかを検討した。

BC59 伝統的に、相殺は二者間の取決めについて認められている。しかし、IAS 第32号「金融商品：表示」では次のように指摘している。「例外的な状況で、債務者の相殺の権利を明確に定めた三者間の合意があるならば、債務者は第三者に対する債権を債権者に支払うべき金額に充当する法的権利を有している場合もある。」

BC60 一部の人は、多元的な取決めにおいては、他のすべての条件（法的に強制可能な相殺の権利があることなど）を満たすのが困難だと論じている。彼らは、IAS 第32号で述べているように、多元的契約が相殺の意図と能力の要件を満たす場合はあり得るが、そのケースは「例外的な状況」だと主張している。したがって、多元的な取決めについて相殺を要求することは適切でないと考えている。

BC61 両審議会は、多元的な相殺は例外的である可能性が高いが、法的に強制可能であることも含めて、その取引について他の要件がすべて満たされている場合には、多元的なネットティングの取決めを相殺の範囲から明示的に除外する根拠はないという結論を下した。

金融資産及び金融負債に関して受け取ったか又は差し入れた担保

BC62 両審議会は、債権債務金額に係る担保は、資産と負債を財政状態計算書上で別々に表示すべきか相殺すべきかの問題とは関連しないと考えている。負債の決済に関連して企業が直面する信用リスクが、その債務について担保があるために無視してよいか又は存在しない場合があるが、これは財政状態計算書において相殺を要求する十分な理由にはならない。両審議会は、利用者は信用リスクだけではなく企業の業績と財政状態に関心があることに留意した。

BC63 両審議会は、現金担保に関連した債権債務を相殺すると、金融商品の帳簿価額と包括利益計算書で報告される利得又は損失との間の関係の分析が困難になるという結論を下した。したがって両審議会は、現金及びその他の金融商品である担保は、認識した金融資産及び金融負債と相殺すべきではないと結論を下した。

バーゼル・フレームワークによる要求との整合性

BC64 一部の利用者及び関係者は、相殺の要求事項をバーゼル II のネットティングに関する要求事項と合わせることを要望した。両審議会は、自己資本計算の目的のためのネットティングに関するバーゼルの(バーゼル II 合意における)ガイダンスを検討した。両審議会は、バーゼル II のネットティングのガイダンスと相殺の要求事項との間に重大な相違があることに留意した。

BC65 両審議会は、相殺の要求事項をバーゼル II のネットティングの要求事項と合わせるの、相違が大きいため実現が困難であることに留意した。バーゼル・フレームワークは、IFRS と US GAAP よりも広範囲な状況でネットティングを認めている。また両審議会は、財務諸表の目的及びそれによる相殺の目標は、必ずしも自己資本規制の目的とは一致しないと考えている。したがって、相殺とネットティングの要求事項の相違は避けられない。バーゼル・フレームワークは企業の取引相手先の債務不履行の際のエクスポージャーを反映することを意図したものであり、自己資本規制の目的上は適切な措置と考えられる。しかし、このようなアプローチは、財務報告の目的と整合した財務諸表をもたらすものではない。

相殺の要件が満たされている場合に相殺は強制とすべきか許容とすべきか

BC66 現在、相殺の要件が満たされている場合に、IFRS は金融資産と金融負債の相殺を要求しているが、US GAAP では、所定の要件が満たされている場合に、相殺を認めているが強制はしていない。

- BC67 BC7 項で述べたように、総額の情報と純額の情報の有用性に関して意見の一致は見られないが、共通の解決への意見の一致はある。利用者は国際的な比較可能性のために共通の基準を開発することを主張している。両審議会は、共通の解決（及び統合的なアプローチと提案している要求事項の適用）により、企業間の比較可能性が高まると結論を下した。
- BC68 両審議会は、財務諸表は企業間の類似性と相違を利用者が識別できるようにするのであれば有用な情報の提供となることに留意した。企業に関する情報は、他の企業に関する同様の情報と比較することができれば、より有用である。したがって、両審議会は、相殺の要件を満たしている場合には、相殺を要求すべきだという結論を下した。

開 示

- BC69 本提案は、相殺の権利及び関連する取決め（担保の取決めなど）並びにそれらの取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する情報を提供することを企業に要求している。
- BC70 両審議会は、忠実な表現には、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての関連性のある情報（すべての必要な記述及び説明を含む）の提供が必要となることに留意した。したがって、両審議会は、次の事項に関する改善した情報を要求することを決定した。相殺の権利の対象となっている金融資産と金融負債及び関連する取決め（担保の取決めなど）並びにそれらの権利及び取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する情報である。
- BC71 開示要求を開発するにあたり、両審議会は、IFRS、US GAAP 及びバーゼル・フレームワークの開示要求並びに両審議회가 IFRS と US GAAP の現行の開示要求の欠陥と感じている点を考慮に入れた。
- BC72 両審議会のアウトリーチにより、利用者が、相殺の要件とは関係なく強固な開示を異口同音に支持していることが示された。両審議会は、提案している開示要求を開発する際に利用者及び市場参加者の意見を考慮に入れた。

相互参照

- BC73 両審議会は、要求されている情報が 2 つ以上の注記で開示される場合には、相殺の権利及び関連する取決めが開示されている他の注記への相互参照を要求することを提案している。利用者は、金融商品（特にデリバティブ）に関する開示の表示を、理解が困難だとして一貫して批判してきた。両審議会は、要求されている情報を単一の注記で開示すれば、相殺の権利及び関連する取決めに関して望ましい情報を提供できることに留意した。さらに、両審議会は、要求されている情報を単一の注記で開示すれば、相殺の権利及び関連する取決めに関する情報の理解可能性を高めることができると考えている。

BC74 両審議会は、要求することを提案している情報の一部が、すでに他の IFRS 及び US GAAP で要求されている場合があることにも留意した。したがって両審議会は、相殺の権利及び関連する取決めの注記から、相殺の権利及び他の関連する取決めにに関する注記を含んだ他の注記に相互参照を要求することにより、透明性が最も高まると判断した。両審議会は、注記開示の構成を指示するのは適切でないという結論も下した。経営者が注記開示の最も適切な表示を決定できるはずだと両審議会は考えているからである。

表形式の情報

BC75 提案している開示は、他の様式の方が適切な場合を除き、定量的情報を表形式で表示することを要求することとなる。両審議会の考えでは、表形式は、企業の財政状態並びに相殺の権利及び他の関連する取決めの影響の全体的な理解を最もよく伝えと考えている。両審議会は、表を利用することで、相殺の権利及び関連する取決め並びにそれらが企業の財政状態に与えている影響に関する情報の透明性が高まると考えている。

ネットtingの取決め

BC76 両審議会は、相殺の権利が市場参加者の信用リスク・エクスポージャーを低減できることに留意した。同じ当事者が同じ 1 組の基礎となっている契約に係る総額のエクスポージャーを負っている場合のエクスポージャーと比較してである。これは、提案している相殺の要件が満たされているかどうかに関係なく当てはまる。したがって、両審議会は、このような権利の存在、内容及び影響に関する開示は、財務諸表の利用者にとって有用となると考えている。

担保の取決め

BC77 ほとんどの場合、金融負債及び金融資産に対して差し入れたか又は受け取った担保は、「債務不履行の事象」の発生時に直ちに現金化することができる。このようにして、担保は取引相手先リスクを軽減する。したがって、差し入れたか又は受け取った担保の価値を開示することで、企業の正味エクスポージャーを理解する上で有用な情報が提供される。両審議会は、現金の形での証拠金の支払は、担保の差入れ又は受入れの 1 つの方法にすぎないことに留意した。多くの場合、他の金融資産が担保として使用される。したがって、両審議会は、企業は現金及び他の金融商品の両方の担保並びにこうした取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する情報を開示すべきだという結論を下した。

経過措置

BC78 両審議会は 2 つの移行アプローチを識別した。すなわち、将来に向かったの適用と遡及適用である。

BC79 将来に向かったの移行は、関連する定めを将来に向かったのみ適用することを企業に要

求することとなる。将来に向かっての移行が適切となるのは、一般的には、基準を過去の期間に適用することが実務上不可能である場合、ないしは基準が個別の非経常的な事象又は取引に適用されるものである場合のみである。両審議会は、これは提案している要求事項には当てはまらないと考えている。両審議会は、将来に向かっての適用は比較可能性を損ない、財務諸表の利用者の誤解を招くおそれがあると考えている。

- BC80 遡及的な移行は、表示するすべての期間に新たな要求事項を適用することを企業に要求することとなる。これは期間ごとの財務情報の首尾一貫性を最大化することになる。遡及的な移行は、比較会計データの分析と理解も容易にする。この考慮は US GAAP の方が重要である。財政状態計算書上の数字にかなりの変化が生じるからである（条件付きの相殺の権利についての例外を廃止する結果として）。したがって、両審議会は、遡及適用を要求し、それにより、すべての比較対象期間を、首尾一貫性と比較可能性のために、改訂後の相殺の要求事項を反映するように表示することを決定した。